神川町の国保税

下の表は、現在の神川町の年間保険税額と、埼玉県が算定した神川町の標準保険税率での年間保険税額 (ここでは「標準保険税額」と呼びます)の一例です。比較してみると、神川町の税額は標準保険税額より 低くなっています。これは、国保加入者からの国保税が県への納付金支払い分に対して足りていないこと を表しています。長年低い税率を維持してきましたが、持続可能な国保運営のため、国保税の見直しが求められています。

神川町の税額	214,500円	【算定ケース】 世帯主:40歳代、所得200万円 妻:40歳代、所得なし	
標準保険税額	306,400円	安・40威化、所停なし 子ども2人 資産割なし※ の場合 ※資産割なし…固定資産税を課税されていない	

ねんきんだより



問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替をご利用になれます。振替方法は、次の5種類から自由に選べます。 まとめて前払い(前納)すると、割引が適用されるのでお得です。 ただし前納の申込期限は令和5年2 月末日ですので、お早めにお申込みください。

【参考】令和4年度の振替方法別割引額(令和5年度には額が変更される可能性があります)

振替方法	1 回あたりの 納付額	割引額	2年分に換算した割引額	納付対象月期間
2年前納	381,530円	15,790円	15,790円	4月~翌々年3月分
1年前納	194,910円	4,170 円	8,340円	4月~翌年3月分
6か月前納	98,410円	1,130円	4,520円	4月~9月分、10月~翌年3月分
当月末振替(早割)	16,540円	50円	1,200円	納付期限より1カ月早く振替
翌月末振替 (割引なし)	16,590円	なし	なし	本来の納付期限に振替

口座振替をご希望の方は、通帳・金融機関届出印をお持ちになり保険健康課までお申し出ください。金融機関届出印や口座名義人氏名に誤りがあると、手続きが間に合わない場合がありますのでご注意ください。 ※ご希望の金融機関、年金事務所でもお手続きいただけます。

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012 保険健康課 0495-77-2113 地域総務課 0274-52-3271 ☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号 年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、 事前にご予約をお願いします。 予約受付専用番号 0570-05-4890

【神川町の国民健康保険】第2回 国保財政について

問合せ 保険健康課 保険担当 **☎**0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民健康保険(国保)特別会計とは

普通地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計があります。特別会計は、特定の事業を行う場合の会計で、神川町では国保に関する事業を行うための【国保特別会計】を設置しています。つまり、国保特別会計とは、特定の収入(国保税等)をもって特定の事業(医療費の支払い等)を行うもので、一般会計から独立してその収入・支出をする会計ということです。

国保事業は、社会保険等の適用者以外の人を被保険者とし、医療費や特定 健診等の費用を支出しています。一方、収入は国保加入者のみなさんに納め ていただいた国保税と国や県からの交付金ということになります。

しかし、現状は医療費等の支出に対し、国保税と国や県からの交付金等の 収入だけでは賄いきれず、不足分については国保財政調整基金から繰入れ を行って国保事業を実施しています。

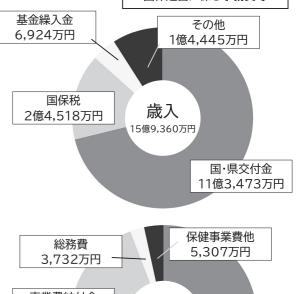
【歳入】 国保税 国・県からの交付金 国保財政調整基金 国民健康保険 特別会計

「威山」 医療費・納付金の支払い 特定健診費用 人間ドック・出産費用の補助

令和3年度決算(国保特別会計)

令和3年度の国保特別会計歳入額は約15億9,360万円で、歳入のうち約71%は県からの交付金です。これは、町が支払う医療費は全額が県から交付されることになっているためです。次に多いものは国保加入者が納付した国保税で、歳入全体のうちの約15%です。歳入不足分として、国保財政調整基金から約6,924万円を国保特別会計へ繰り入れています。

歳出額は約15億5,009万円で、歳出のうち医療費や 高額療養費、葬祭費、出産費等の保険給付費が約70%を 占めています。続いて納付金が約25%を占めています。 この納付金は、県主体の国保財政運営のために町が県に 納付するものです。その他、特定健診や人間ドックへの補 助等の保健事業費を支出しています。



5億5,009万円

保険給付費 10億7,912万円

3億8,058万円

神川町の国保財政の状況

国保事業にかかる費用(歳出)に対して、財源となる国保税と交付金など(歳入)は不足の状況が続いています。

神川町は15年近く国保税の引き上げを行っておらず、近隣の市町村と比べてかなり低い税率になっています。不足分は神川町の国保財政調整基金で補っていましたが、この基金もあと数年で残額がなくなってしまいます。

また、歳出を見てみると、国保においては加入者一人当たりの医療費が増加するなど、増加傾向が続いているため、今後もさらに厳しい財政状況になることが懸念されます。

7 KAMIKAWA 12月号 KAMIKAWA 12月号 6